参考ス、

一、労務者ハ一ヶ月労務者トシテ日給ノ一日分ニヶ月以上
労務ノ者ニ日給ノ二日分ヲ支給スルコト
一、工場主ヨリ手当ノ件ハ実施セシ者ニハ右ノ（二日分）支給スルコト

(四) 横浜工業株式会社（一〇・一一・二二）
所在地　横浜市中区久保町ト云フ
一方職員　五九名（内女五）
従業員　全
争議発生原因
会社ハ極度ノ経営難ニ陥リ事業不振ノ為メ二ヶ月
余ナリシヲ全職工ノ賃銀（割増）ヲ九月廿六日断行シ更ニ来
年一月ヨリ一割位下ルベシト為シ廿九日職工全員十七名ハ労働者

組織シテ交渉委員ヲ選出シ十月一日ヨリ選出シテ交渉セ
リ。

要求ノ件
一、物価下落迄値下延期ノ事、
右ノ十二月迄ノ条件ヲ解決ス
一、賞与六十銭以上ノ支給ノ事
二、本年ノ職工給与一割増加ノ事
三、定期昇給ヲ職長ノ手当ノ事
四、職工配置ニ付キ考慮セラレタシ
五、請負作業ニ就テハ出勤者ニ手当ノ支給ノ事
六、公休日出勤ハ賃金ヲ支給スルコト
七、就業中出勤ハ賃金ヲ支給スルコト